

令和2年6月5日

生徒及び保護者の皆様

県立横浜緑ヶ丘高等学校
校長 秋山 晶子

学校感染症における出席停止の手続きについて

日ごろより、本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただきまして、ありがとうございます。

さて、法令に定められた学校感染症にお子様が発病した際には、「出席停止」とし、授業は欠席扱いにはなりません。医師に指示された期間は、しっかり療養するようにしてください。

ただし、出席停止の手続きに際しては、学校感染症にかかり、その後治ったという「治癒証明書」の提出が必要になります。医療機関によっては「治癒証明書」の書式がないこともありますので、学校で定めた「学校感染症報告書」に、医療機関または保護者の方がご記入の上、提出いただいても、同様の扱いとします。別紙「学校感染症報告書」は、学校のホームページからもダウンロードできますので、登校できるようになった際に、学級担任を通して、保健室へ提出してください。

なお、証明書等が提出されない場合には、出席停止の手続きができず、欠席になりますので、お気をつけください。

また、令和2年1月末に、感染症予防法の指定感染症となった「新型コロナウイルス感染症」に関しては、生徒を感染のリスクから守ることの必要性から、お子様が濃厚接触者となり自宅待機となった場合、罹患の疑いが生じ自宅療養された場合についても、罹患した場合と同様、「出席停止」とします。速やかに学校へご連絡いただきますようご理解、ご協力をお願いします。

問合せ先
横浜緑ヶ丘高等学校
副校長 小島
電話 (045) 621-8642 (直通)